

【コメント】

「日本中世における文人政治と武人政治」によせて

源城 政好

宇治市歴史資料館（元）

本報告は、「12世紀後半を契機とする日本の古代から中世への推移」について、従来「武士の成長、かれらによる鎌倉幕府の成立」と捉えられてきたことについて、武士の成立及び中世国家論からの批判が生まれていることを背景として、武士の成立・中世国家論・日本中世の特質・院政についての研究状況と今後の展望について、きわめて平易にわかりやすく報告されたものである。

室町期の家業について考えている者にとって、武士が、どの時期、どのような階層・身分から発生してくるのかということについて、今日職能論というたいへん興味深い視角からの議論が活発であるので、若干印象を述べさせていただきます。

〈1〉

「儀式や享樂にあけくれ、無為と退廃の中で行く手を見失った都の貴族と、草深い東国農村で農業経営や開発にいそしみながら成長してゆく武士」（高橋昌明 1999）、このような武士と貴族の対比を背景に、武士は、ついには柔弱な貴族政権を打倒し、鎌倉幕府という武家政権を打ち立てたと、一般的には理解されてきたし、今も根強いものがある。草深き農村から武士は発生してくるというように一般には表現されるが、「石母田正領主制」とも称される武士＝在地領主説は、武士の発生に関して今日もお通説的位置を占めているといえる。

近年、武士の成立に関する研究は、古代から近世までの武士を対象としての武士職能論という視角で、在地領主から武士が発生したという従来からの武士観の再検討がなされており、高橋昌明氏の精力的な研究を軸としてきわめて活発に行われている。

高橋氏は、「武士は、王側近の武力から生まれ、王に都と辺境に配置され、必要に応じて諸国に派遣された。武官系武士を生み出す衛府（ことに近衛府）は、まさに天皇直結の官庁であった。しかも、特殊な技術や知識を専修するウヂ（家）、つまり芸能を家業とする家は、まず中央の下級貴族・官人層から発生する。中世につながる武士が、典型的に下級貴族の一類型として、また武官系武士の武芸と伝統を継承する形でしか出発し得なかったゆえんである」（高橋 1999）という。

これに対して、国衙軍制論の立場から「平安時代の武士を、地方に独自の職能（武芸）再生産拠点をも有し、国家に対して罪人追捕（反乱鎮圧）を中心とする軍事的奉仕を行う権利と義務を独占する名誉の世襲的戦士身分ととらえている。したがってその職能再生産拠点が、10世紀の富豪経営（田堵負名）であろうと11世紀後半以降の在地領主制（郡郷制・荘官）であろうと、所領給与を媒介とする主従関係であろうとなかろうと、『武士』は『武士』である」（下

向井龍彦 1998)、「武士身分は政府・宮廷貴族そして地方国衙が、天慶勲功者を武士と認知することによって成立した」として武士=近衛官人起源説に対峙する考えも提示されている(下向井龍彦 2001)。

「家業」は他から与えられたものではなく、その「家」自ら培ってきた「業」(技芸)であり、なおかつその技芸が当該家の技芸であると社会から認知されているものと考えているが、その認識からいえば職能論でいうところの武士は芸能人という定義に異論はない。しかし、この定義で捕捉しうる武士はやはり中央軍事貴族と称される上層武士層であり、自らの所領を護りながら成長してくる下層の武士層、ことに東国にみられる自力救済社会の中で成長してくる在地領主=武士層については、職能論で把握しきれものだろうか。彼らは自らの存在基盤である所領を守備・拡大するために手段の一つとして武装していくのであって、武芸によって自らの存在を規定していたのではなかったと考える。武装しているからといってそれだけでは武士とはいえないというのが(戸田芳実 1974)、武装している領主を、社会は武士と認識していなかったのだろうか。

武士をどのような階層まで含めて考えるか、また古代から近世まで見通した上での武士の定義をするかによって武士に対する考え方は相違するだろう(福田豊彦 2001)。武士の存在基盤は土地だけではないにしても、土地が重要であったことは事実であり、従来からいわれてきてはいるものの、改めて武士の在地領主としての側面を無視できないとする本報告は、職能論一辺倒に傾きつつある武士論に対して貴重な提言といえる。

武士は、殺業を本分とするゆえに屠兒と同類であると認識されていた。このことについて若干触れておきたい。

天禄元年に天台座主良源が叡山の綱紀肅正のために定めた26か条の起請があり、そのなかに「まさに兵杖を持ちて僧房に出入りし、山上を往来する者を尋ね捕らえて、公家に進むべき事」という僧侶の武装を禁じた条目がある。そのなかに「右兵器、これ在俗武士の所持、経巻これ出家行人の翫ぶところなり、在俗の士、たとえ経文を学ぶことありても、出家の人、何ぞ兵具を用いるや」にはじまり、「ある僧は党を結んで群を成し、恩を忘れ怨を報ぜんとし、懷中に刀劍を挿著し、恣に僧房に出入りし、身上に弓箭を帯び持ち、猥りに戒地を往還し、傷害意に任す、彼の屠兒に異ならず」と書かれている。彼の屠兒とはまさに武士を指している。

時代は少し遡るが、『保元物語』に「武士たる者殺業なくては叶はず。それに取ては、武の道、非分の物をころさず」という一節がある。武士の本分は殺業であり、そのことによって屠兒というように蔑まれた側面ももっているわけであるが、武士が殺人者という罪意識からの脱却をはかるため「分の敵を討て非分の物をうたず」という殺人の合理化を図ろうとする精神構造もあるわけで、武士の存在を考える場合、つねに持ち続けておきたい視点と考える。

〈2〉

黒田俊雄氏による日本中世の統一的な国家機構としての、公家・寺社・武家各権門の相互補完で成り立つ権門体制論の提唱(黒田俊雄 1963)以来、日本中世の国家形態・権力機構の把握について活発な議論が展開され、公家と武家の二重政権論や鎌倉幕府による東国国家論まで

生んだ。

職能論でいうところの武士を武芸を職能とする中央軍事貴族ととらえるならば、鎌倉幕府と朝廷との関係をきわめて大雑把にいえば、鎌倉幕府は、東国を領域的に実質支配した中央軍事貴族＝武家の棟梁が、朝廷によってその実質支配権を追認され、一方で軍事貴族として全国の軍事支配権を朝廷によって付与されることにより成立し、国家支配の一翼を担ったということになる。

とすれば、朝廷と幕府による全国支配関係は錯綜したのではなく、頼朝が、朝廷によって東国の領域的支配権を認められ、武士団を統率する中央軍事貴族として全国に及ぶ軍事警察権を付与されていたことの結果であって、当然のことながら幕府は朝廷に対立する体制ではなく、天子のもと朝廷を中心とする全国支配は貫徹していたといえる。まさに権門体制論の説くところの武家と公家の相互補完によって成り立つ統一的国家機構といえるのではないか。

ならば、平安時代以降の日本は、貴族支配は継続し、実質を担ったのが文人貴族のみではなく、地方の在地領主層を支配下に収めた軍事貴族がそこに大きく参画したということになるのか。鎌倉幕府開幕以降も日本の政治の中心は京都の朝廷にあったことになる。

以上のことを前提に考えるならば、後醍醐天皇は天皇親政による公武一統を目指して挫折し、中央軍事貴族の後継者である室町幕府将軍とりわけ足利義満の政治行動は、文人貴族による政治権力の吸収を意味し、軍事貴族＝武家による朝廷政治の制覇、すなわち全国支配の貫徹を目指したということになる。南北朝の内乱は、武家による公家の政権からの排除過程と位置づけることができ、足利義満期にいたって武家による統一政権がなったということになる。

参考文献

黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『岩波講座日本歴史 中世2』1963)

戸田芳実「武士団の成長」

(『日本生活文化史』所収 1974 後『中世の神仏と古道』所収)

農村に領主が生まれ、領主はその所領を防衛し農民を支配するために武装して武士になったという通説の説明は、一種の結果論であって、日本の武士の特殊な武装・戦闘の様式、それを支える生活様式、貴族政権支配のもとでのその独特の役割、また他の階層の人々の武士に対する意識形態を解くにはそのまま役に立たない。

元木泰雄「武士論研究の現状と課題」(日本史研究 421 1997)

武士論についての研究状況についての的確に整理されている。

高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』(東京大学出版会 1999)

下向井龍彦「書評・元木泰雄『武士の成立』」(日本史研究 434 1998)

下向井龍彦『日本歴史07 武士の成長と院政』(講談社 2001)

福田豊彦「日本の歴史家二十五人⑨石母田正 戦後日本史学の理論的指導者」

近年、「石母田領主制批判」と称し、「武士＝職能人説(芸能人)」に立って「武士＝在地領主説」を否定する見解が提唱されている。しかし、職能人説が古代～近世の全ての武士をとらえる規定であるのに対し、在地領主説は特殊中世の武士を対象とした規定であって、これは筋違いの批判と言わねばなる

まい（拙稿『日本歴史』601号）。第一、武士の用語は奈良時代にもみえ、その武士こそまさに、武芸によって身を立てた職能人なのである（『統紀』養老5.1.27）。

天禄元年10月16日「天台座主良源起請」（『平安遺文』303号）

『古活字本保元物語』巻下「為朝鬼が島に渡る事並びに最後の事」

（岩波『日本古典文学大系』所収）

又そのかみ説法をきゝしに、欲知過去因、見其現在果、欲知未来果、見其現在因といへり。されば罪をつくらば、必要道におつべし。しかれども、武士たる者殺業なくては叶はず。それに取ては、武の道、非分の物をころさず。仍為朝合戦する事廿余度、人の命をたつ事数をしらず。されども分の敵を討て非分の物をうたず。かせぎをころさず、鱗をすなどらず、一心に地藏菩薩を念じ奉る事廿余年也。過去の業因によて今かやうの悪身をうけ、今生の悪行によて来世の苦果おもひしられたり。されば今、此罪こと／＼くさんげしつ。ひとへに仏道をねがひて念仏を申なり。